

大阪市会会議規則の一部を改正する規則案

大阪市会会議規則（昭和31年9月30日市会議決）の一部を次のように改正する。

第8条中「議員は」を「議員は、疾病、出産その他事故のため」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

説 明

本会議の不应招、欠席の届出に関し、その理由を例示するため、会議規則の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市会会議規則（抄）

(不应招、欠席の届出)

第8条 議員は、**疾病、出産その他事故のため**、招集に応ずることができないとき、又は会議に出席することができないときは、正当の理由を示して議長に届け出なければならない。